

議会活性化対策特別委員会調査報告書

**平成 29 年 12 月
議会活性化対策特別委員会**

1. 設置の経過

・ 設置及び委員

① 前期委員会

平成26年6月26日の本会議において議会活性化対策特別委員会委員が改選され、次の8名が選出された。

松尾 武治	林 茂	井尻 治
野村 健	谷尻 宣雄	森 為次
山下 秋則	廣瀬 孝人	

また、同日開催された委員会において、委員長に松尾武治委員、副委員長に野村健委員を選出した。

② 後期委員会

平成28年2月23日の本会議において議会活性化対策特別委員会委員が改選され、次の8名が選出された。

松尾 武治	森 為次	井尻 治
大町 功	廣瀬 孝人	野村 健
山下 秋則	木戸 徳吉	

また、同日開催された委員会において、委員長に松尾武治委員、副委員長に大町功委員を選出した。

2. 調査事項

第3期委員会においては、前期からの申し送り事項を踏まえ、各会派等からの提起を整理し、「議会運営の検討」「議会の情報公開」「通年議会の検討」「議会基本条例制定の検討」「議員報酬・議員定数の検討」「議会における政策立案の在り方について」を本委員会の調査事項とした。

調査事項の内容は以下のとおりである。

①議会運営の検討

- ・ 一般質問における異なる質問時間と質問・答弁の時間配分について
- ・ 一般質問に係る質疑応答の在り方について
- ・ タブレットの使用について
- ・ 議場における情報機器の使用について
- ・ 議員と行政委員会の関わり方について
- ・ 議員と職員の懇談について

- ②議会の情報公開
 - ・委員会の中継について
 - ・議事録の検索システムについて
 - ・議会報告会・議会意見交換会について
- ③通年議会の検討
- ④議会基本条例制定の検討
- ⑤議員報酬・議員定数の検討
- ⑥議会における政策立案の在り方について

なお、調査を進める過程において、新たな課題が発生した場合は、柔軟に対応することにした。

3. 委員会開催状況及び協議内容

・ 第3期委員会

回	開催年月日	協議内容
1	平成 26 年 6 月 26 日	正副委員長の選出について 委員長 松尾 武治 副委員長 野村 健
2	平成 26 年 7 月 16 日	議会活性化対策特別委員会の調査項目について 議会懇談会の取組みについて
3	平成 26 年 8 月 19 日	議会活性化対策特別委員会の調査項目について 議会報告会について 行政視察について
4	平成 26 年 10 月 7 日	議会報告会について 行政視察について 協議スケジュールについて
5	平成 26 年 10 月 22 日 平成 26 年 10 月 23 日	・行政視察 愛知県豊明市（通年議会の取組について、議会報告会の取組について） 愛知県小牧市（委員会中継の取組について、市民との意見交換会の取組について）
6	平成 26 年 12 月 17 日	議会報告会について（議会報告会のまとめ） 行政視察について（視察後研修） 議員報酬について 通年議会について 議会基本条例について 職員と議員の意見交換会について

回	開催年月日	協議内容
7	平成 27 年 1 月 22 日	* 全員協議会ならびに班会議実施 * (議会活性化対策特別委員会関係) 議員報酬ならびに議員定数について 通年議会について 議会基本条例について
8	平成 27 年 2 月 5 日	議会テレビ中継に係る放映手法について 議員報酬ならびに議員定数について 通年議会について 議会基本条例について
9	平成 27 年 3 月 16 日	議会基本条例について 職員と議員の意見交換について 議会報告会について
10	平成 27 年 4 月 17 日	議会報告会について
11	平成 27 年 6 月 4 日	議会報告会について (議会報告会のまとめ) 議会基本条例について 行政視察について (行政視察先・視察内容・視察日程等)
12	平成 27 年 6 月 26 日	議会基本条例について 行政視察について 本会議及び委員会における情報通信機器の使用について
13	平成 27 年 7 月 27 日 平成 27 年 7 月 28 日	・ 行政視察 東京都八王子市 (議会基本条例の制定任務析議会内論議の進め方について) 東京都小平市 (市民と議会の意見交換会について)
14	平成 27 年 8 月 19 日	行政視察について (視察後研修) 議会基本条例について 本会議及び委員会時の情報通信機器使用に係る検討事項について
15	平成 27 年 10 月 2 日	議会基本条例について 全員協議会ならびに班会議の開催について
16	平成 27 年 11 月 17 日	議会基本条例について 議会活性化対策特別委員会の取組 (中間報告) について 「南丹市議会政務活動費の交付に関する条例についての要請書」について
17	平成 27 年 12 月 2 日	議会基本条例について 南丹市議会銀の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
18	平成 27 年 12 月 15 日	議会基本条例について 議会報告会の開催について

回	開催年月日	協議内容
19	平成 27 年 12 月 25 日	議会基本条例について 「議案第 3 号南丹市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の議案の誤りについて
20	平成 28 年 1 月 29 日	議会基本条例について 議会報告会について
21	平成 28 年 2 月 23 日	正副委員長の互選について
22	平成 28 年 3 月 3 日	調査項目の確認について 議会報告会について 議会基本条例制定に向けた取組の現状ならびに今後の取組について
23	平成 28 年 3 月 14 日	調査項目について 議会基本条例（案）について
24	平成 28 年 3 月 28 日	議会基本条例（案）について
25	平成 28 年 4 月 21 日 平成 28 年 4 月 22 日	・行政視察 神奈川県小田原市（議長・副議長の立候補制について、委員会の公開状況について（経過等）） 神奈川県厚木市（議長・副議長の立候補制について、通年議会について）
26	平成 28 年 5 月 27 日	議会基本条例（案）について 広報特別委員会の常任委員会化について
27	平成 28 年 6 月 24 日	議会基本条例に係る要綱（案）について 市民からの意見に係る議会の対応について 広報特別委員会の常任委員会化について
28	平成 28 年 9 月 7 日	議会基本条例に係る要綱（案）について ・南丹市議会正副議長選挙に係る立候補制及び所信表明会実施要綱（案）の作成について その他 ・一般質問の時間について ・南丹市の行政改革に係る特別委員会の設置について
29	平成 28 年 9 月 21 日	議会基本条例に係る要綱（案）について ・南丹市議会正副議長選挙に係る立候補制及び所信表明会実施要綱（案）の作成について 一般質問の時間について

回	開催年月日	協議内容
30	平成 28 年 12 月 21 日	議会基本条例の逐条解説について 議会基本条例に係る要綱（案）について ・南丹市議会文書質問実施要綱（案）の作成について 一般質問の時間について 議会報告会について その他 ・次年度の視察研修内容ならびに視察研修場所について
31	平成 29 年 1 月 12 日	議会意見交換会について 議会活性化対策特別委員会調査項目の進捗状況確認について
32	平成 29 年 2 月 14 日	議会基本条例逐条解説の内容と公開の有無について 請願に係る請願者の意見陳述について 南丹市議会文書質問実施要綱（案）について 一般質問（個人・代表）の時間について
33	平成 29 年 3 月 28 日	文書質問について ※南丹市議会文書質問実施要綱（案） 一般質問（個人・代表）の時間について 平成 29 年度行政視察について
34	平成 29 年 5 月 30 日	調査項目の検討について 南丹市議会文書質問実施要綱（案）について ・文書質問についてについて ・議員間討議について 行政視察について
35	平成 29 年 6 月 20 日	代表質問の時間について 行政視察について（事前研修）
36	平成 29 年 7 月 11 日 平成 29 年 7 月 12 日	・行政視察 神奈川県藤沢市【議会改革について】 ①タブレット端末の活用について ②正副議長選の立候補制について ③請願・陳情の意見陳述の実施について ④議員間討議と常任委員会のインターネット中継について ⑤決算審査と事務事業評価等先進的な取り組みについて （決算審査を踏まえて予算編成に向けての提言書の作成・提出） 埼玉県所沢市【議会改革について】 ①議会改革の取り組み事例について ②自由討議について ③閉会中の文書質問について

回	開催年月日	協議内容
37	平成 29 年 8 月 29 日	議員定数と報酬について 議会意見交換会について 行政視察について（事後研修）
38	平成 29 年 10 月 6 日	南丹市議会基本条例の検証について
39	平成 29 年 11 月 17 日	南丹市議会基本条例の検証について
40	平成 29 年 11 月 28 日	南丹市議会 議会活性化対策特別委員会最終報告について

4. 協議結果ならびに取組内容等

(1) 議会運営の検討

① 一般質問における質問時間と質問・答弁の時間配分について

一般質問時間については、議員の公平性の観点から、平成 29 年第 2 回 6 月定例会から、ひとり 45 分以内となった。

また、代表質問については、基本時間を 45 分、最大時間を 60 分とし、会派の人数で割り振る。2 人会派の場合は 45 分とし、以降 1 人に 5 分を加算する。3 人会派の場合は 50 分、4 人会派の場合は 55 分、5 人以上の会派は最大 60 分とすることになった。

なお、本会議における一般質問の人数割りにについては、午前・午後とも 3 人ずつ行うことになった。午後の開始時間については、CATV で生放送をしている関係上、午後 1 時 30 分から開始する。

② 一般質問に係る質疑応答の在り方について

一般質問で、理事者に質問するが、「検討する」という回答されることがある。議会として、議場で出た質問に対しては、検討状況を報告させるというシステムの構築が必要なので、次期特別委員会に引継ぐことにする。

③ タブレット等の使用について

委員会での情報通信機器（パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン）の使用については、平成 27 年 9 月 1 日に使用基準を定め使用可とした。

④ 議場における情報機器の使用について

本会議での情報通信機器の使用については、平成 29 年 8 月 22 日に使用基準の見直しを行い、本会議での個人用のタブレットの持ち込みを平成 29 年第 3 回定例会から可能とすることになった。

その使用方法については、議場での傍聴者や CATV での生中継やインターネットの視聴者に個人的な使用などの誤解を招くことが無いよう、使用基準を遵守し活用をすることを確認した。

なお、行政側の対応についても同様とし、出席要請者の範囲で情報通信機器の使用を可能とすることで統一することになった。

⑤ 議員と行政委員会の関わり方について

条例で定められている以外にも議員が委員として参画している場合がある。議会から行政委員会に参画する範囲の検討は、次期議員に引き継ぐことにする。

⑥ 議員と職員の懇談について

議会や委員会のような会議ではなく、日頃思っていることをお互いが気軽に話し合う機会を持ち、よりよいまちづくりに繋げていくことが大切である。

⑦文書質問について

議員が、市政に関して文書による質問を、議長を経由して行うことができることとし、これに対して市長等に文書により回答を求めるようにした。

南丹市議会文書質問実施要綱が H29. 9. 25 議長決裁された。

(2) 議会の情報公開

①委員会の中継について

開かれた議会を目指した取り組みとして、本会議については、平成 25 年第 2 回 6 月定例会より C A T V での生中継を行っていると同時にインターネットによる中継・録画配信も実施している。

委員会の中継について検討したが、機械設備等の関係から委員会の中継を行わないことにした。

委員会等は、傍聴可能としているので、その部分での情報公開となっている。

②議事録の検索システムについて

議事録の検索システムの導入は、導入費や維持管理費等を勘案した結果、構築できない。検索を容易にすることができないが、ホームページに本会議の日程、一般質問通告内容や会議録等を掲載しているので、その内容から必要な会議録を検索してもらうことにする。

③議会報告会・議会意見交換会について

平成 26 年度には、11 月中旬に議会報告会を実施した。内容は、「平成 25 年度決算報告」と「定住促進」をテーマにした意見交換で、9 会場（園部 3 会場、八木・日吉・美山各 2 会場）で行った。

平成 27 年度には、5 月中旬に議会報告会を実施した。内容は、平成 27 年度予算報告を行うとともに「地域の活性化と定住促進について」をテーマに市民の方々との意見交換を 4 会場（園部・八木・日吉・美山）で行った。

さらに、2 月中旬に議会報告会を実施した。内容は、「南丹市議会基本条例（案）」について市民の皆様の意見を聞かさせていただくとともに「地域のことがら」「今後のまちづくりについて」「子育てについて」をテーマに市民の方々との意見交換を 4 会場（園部・八木・日吉・美山）で行った。

平成 28 年度には、2 月初旬に議会意見交換会を総務班・産業建設班・厚生班に分かれて、意見交換会を実施した。

総務班では、「地域おこし協力隊の活動等について」をテーマに南丹市地域おこし協力隊との意見交換を行った。産業建設班では、「これからの農業振興について」をテーマに農業担い手の方々との意見交換を行った。厚生班では、「介護保険制度改正に係る事業計画と課題について」「介護報酬の改定による影響について」「人材確保について」「総合事業への移行について」をテーマに南丹市内の社会福祉法人の方々との意見交換を行った。平成 29 年度には、10 月中旬に議会意見交換会を総務班・産業建設班・厚生班に分かれて、意見交換会を実施した。

総務班では、「地域振興、活性化等について」をテーマに南丹市内の地域組織の代表者の方々との意見交換を行った。産業建設班では、「立地企業と行政との関わりについて」をテーマに南丹市内で事業をされている企業の方々等との意見交換を行った。厚生班では、「障がい者施策について」をテーマに南丹市内の社会福祉法人の方々との意見交換を行った。

市民の皆様や事業所の意見や地域の課題を把握するため意見交換を行い、議会の運営と政策立案に活かしていきたい。議会報告会や意見交換会で出された課題等については、今後、常任委員会で議論していく必要がある。

④議長・副議長の選出

市民に開かれた議会の実現のため、議長及び副議長の選出については、その選出過程を透明化するために、立候補制をとることになった。

南丹市議会文書正副議長選挙に係る立候補制及び所信表明演説会実施要綱がH28.11.10議長決裁された。

(3) 通年議会の検討

平成24年度の地方自治法改正で議会の会期制度は毎年、条例で決まった回数の会期に会議を開く「定例会・臨時会方式」と、会期の長さを1年間とし、あらかじめ条例で定められた定例日に会議を開く「通年の会期制」とになった。

通年議会の導入の是非を検討するための行政視察を実施し、研究を深めた上で協議したが、4定例会と通年議会との比較検討をした結果、メリットの部分が多く見当たらないとのことから、現行のまま4定例会とすることにした。

(4) 議会基本条例制定の検討

これまで積み重ねてきた議会改革や議会活性化に関する取組を踏まえ、議会基本条例制定に向け取り組みを進めた。平成26年8月19日に開催された議会活性化対策特別委員会において、議会基本条例制定の検討を調査項目として定め、委員会での協議と全員協議会における審議を経て、条例案として取りまとめた。

その間、議会ホームページ上において、条例案を公表するとともに、パブリックコメントを実施し、さらに議会報告会においては、「南丹市議会基本条例（案）について」をテーマに開催し、広く市民の皆様のご意見を伺い、条例案に反映させるなどの取り組みを経て、南丹市議会の最高規範である南丹市議会基本条例を平成28年第3回9月定例会に議員提案し、10月11日に可決し、10月14日に南丹市条例第38号南丹市議会基本条例として施行された。

本条例は、二代表制の下、議会に関する基本事項を定めることにより、本市議会がその機能を発揮し、真に市民の負託に応え、市政の発展ならびに市民等の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とし、制定したものである。

(5) 議員報酬・議員定数の検討

議員報酬額並びに議員定数について、京都府下や全国の類似団体の報酬額等の調査を行い、他市の状況や議員の活動内容等について検討を行い慎重に協議した。

議論を行う中、人口規模による類似団体比較だけでは判断できない理由のひとつとして、本市は広大な市域を有していることが上げられるとともに地域性が未だ残っている状況であり、議員及び議会の活動状況を鑑み、現数の22名が適切であるとした。

(6) 議会における政策立案の在り方について

市政における課題の解決を図るため、政策課題の提示、政策提案、その実現のために必要なしくみに関する政策条例案を議会に提案する等の政策立案については、工夫して機能を発揮していくことが基本となる。

また、議会が独自の政策形成機能を果たすためには、議会として市民との意見交換会等を通じて、多様な市民のニーズ等を聴取するとともに多種多様な意見を把握し、整理した上で、問題となる部分を見つけ、市政における課題の解決を図るために必要と思われる政策を本会議の質問の場で市長等に対して提案する方策を見極めることが重要である。

そのためには、政策討論の場において議員間討議を尽くし、意見集約された内容について、政策提言や条例制定の提案をしていく必要がある。

なお、南丹市議会基本条例に規定する議員間討議に必要な事項については、南丹市議会議員間討議実施要綱が H29. 9. 25 議長決裁された。

(7) 政務活動費の検討

政務活動費については、月額 1 万円で年額 12 万円となっている。他の市町村では後払いの方向に変更しているところもあるが、議員がいつでも活動がしやすいようにしておくために、現行どおり前払いのままとする。

なお、政務活動費を使うことが目的ではないので、不用額が生じた場合は、返還することになる。更に、政務活動費の使途を明確にするため、引き続き領収書等の書類を市のホームページ上で公表することとした。

(8) 行政運営に関する監視機能・検査機能

予算特別委員会（分科会）等の審議が、効果的・効率的にできるよう、下記の点を踏まえた資料の提出を執行部側に依頼することが決定され、議長の決裁後執行部に書面で伝えた。（H29. 9. 20）

【予算審査等における予算の概況を記載した資料】

- ・主要事業について
- ・前年度から特に変更した事業について
- ・今後の事業展開等を踏まえ、説明を必要とする事業について

また、各定例会での一般質問、常任委員会および予算・決算特別委員会での付託前質疑、分科会の場において、市の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を市長等に求め、市が市民のための適切な市政運営を進めているかチェックを行った。

(9) 議会基本条例の検証

議会基本条例に基づいて取り組んできた状況を踏まえ、課題抽出と今後の方向性等を確認した。

- ・議会独自の「監視機能・検査機能」の充実
- ・市民に対する情報提供の充実
（議事録の公開範囲の検討・情報システム導入の検討等）
- ・請願審査等の過程における「願意」の調査・研究及び議員間論議の充実

5. まとめ

議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、市長等との緊張ある関係を構築し、行政運営に関する監視機能、検査機能並びに政策立案機能及び政策提言機能を併せ持ち、予算の議決及び決算の承認をはじめとした市政に係る様々な事件についての意思決定を行う市民を代表する議決機関です。

その役割を担うわたしたち議員は、そのことを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会運営に努めてきました。

そのひとつとして、議会から情報発信を行うとともに市民の方々から様々なご意見を聴かせていただき、よりよいまちづくりを進めていくために、議会報告会や議会意見交換会を開催しています。

また、市議会では、議会活性化を進めるにあたり、議会改革となる取り組みを一つひとつ検討や協議を重ね、時には、本委員会だけの協議にとどまらず、各会派に

持ち帰り協議し、その結果を報告し合う中で、議員が一丸となって議会改革に取り組んできました。

これらを踏まえ、積み重ねてきた議会改革の取組や、先進地事例を学びながら、最高規範となる南丹市議会基本条例を制定することができました。

以降、南丹市議会基本条例に基づき取り組んできましたが、課題となっている部分については引き継ぎ、この南丹市議会基本条例に基づき、市民の代表者として、行政運営に関する議会独自の監視機能、検査機能等を充実させるとともに、開かれた議会として、議会の活性化を停滞させることなく、取り組んでいきたいと考えています。